

2019年9月30日

東洋電装株式会社

公正取引委員会からの下請代金支払遅延等防止法に関する勧告について

本日、東洋電装株式会社(東京都港区:代表取締役社長 小出 潔)は、公正取引委員会から下請代金支払遅延等防止法(以下「下請法」といいます。)に基づく勧告を受けました。

これは、市況及び為替の変動の影響を受ける原材料を含む部品等について、当社の製造委託先である下請事業者様との間で、発注日に定めていた部品等の単価を、発注日以降に改訂する合意をし、その合意した単価を発注日に遡って適用する運用をしていたところ、この運用が下請法第4条第1項第3号(下請代金の減額の禁止)の規定に違反すると判断されたものです。

本日の勧告において、2018年1月から2019年4月までの間で減額に相当するとされた金額は総額15,678,869円です。

本件に関して当社は、下請事業者様に対し、減額に相当するとされた金額を、すでに返還させていただいております。

当社は、今回の勧告を真摯に受け止め、勧告内容を役員及び従業員に周知徹底するとともに、下請法遵守に関する社内研修を実施する等、引き続きコンプライアンスの強化と再発防止に努めてまいります。

下請事業者様、お取引先様をはじめ関係者の皆様には大変ご心配とご迷惑をおかけしましたことを心より深くお詫び申し上げます。

以上